

集落支援員募集!!

集落支援員募集要領

知夫村では、離島のため少子高齢化や過疎化による人口減少により、地域の様々な活動を支える担い手が不足してきています。

ついては、継続が困難になりつつある集落の自主的な活動の支援・推進に取り組む「集落支援員」を下記のとおり募集します。

志のある方、やる気と元気にあふれている方の応募をお待ちしております。

※「集落支援員」とは、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を行い、その結果をもとに住民と住民、住民と市行政との間で集落の現況や課題などについての話し合いを促進する方です。

1. 募集人数

若干名

2. 募集条件

- (1) 20歳以上（令和2年4月1日現在）の島内在住者若しくはUIターン希望者
- (2) パソコン操作ができる方。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方。
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること。
- (5) 2種免許保持者等、経験者は優遇いたします。
- (6) 任期中、知夫里島内に居住し、住民登録ができる方。

3. 業務・活動

- (1) 地区内の巡回及びその状況把握に関する活動。
- (2) 地区内の住民の意見の集約に関する活動。
- (3) 地区内の住民の話し合いを支援する活動。
- (4) 地域と行政の連絡調整及び推進体制、連携体制づくりへの支援
- (5) 村内の公共交通の支援
- (5) その他集落支援について村長が必要と認める活動

4. 任期

期間は委嘱の日から1年間（特に問題がなければ、1年単位で最長3年まで更新することができます。）

5. 賃金等

賃金及び社会保険等の条件は次のとおりです。

- (1) 基本賃金（月額） 170,000円
- (2) 社会保険等 厚生年金 健康保険 雇用保険

6. 住居

住居は、原則として村内の空き家及び村営住宅へ居住していただきます。住居の所有者への家賃（月額21,000円程度、1万円の家賃補助あり）は本人が負担します。

7. 事務所

事務所は、村内の範囲内に置くものとし、次の区分のいずれかとします。

- (1) 島内における施設

8. 勤務日・勤務時間・休日

勤務日は、週5日勤務とし勤務時間は、1日7時間45分とします。

休日・休暇は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）です。

ただし、活動内容により休日勤務した場合は代休で対応となります。

その他、年次有給休暇があります。

9. 応募方法、人選、結果のお知らせ

①応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、知夫村役場地域振興課に郵送又は持参してください。応募にかかる経費（書類申請・面接）は全て応募者の負担となります。

②人選

書類審査後に熱意のある方、関心が高い方を優先し、知夫村役場にて面接を行います。（応募の秘密は守られます。）

③最終結果のお知らせ

2次選考後おおむね10日以内で結果をお知らせします。

④その他

詳細について、お知りになりたい方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 募集期間

令和2年10月1日から定員に達するまで。

11. その他

- ①この内容は、知夫村ホームページのトップページにも掲載しています。

知夫村HPアドレス <http://chibu-vill.com/>

12. 応募先・お問い合わせ先

知夫村役場地域振興課（担当：渡辺・吾郷）

住所 〒684-0102 島根県隠岐郡知夫村1,065番地

電話 08514-8-2211

FAX 08514-8-2093

メール agou-h@vill.chibu.lg.jp

集落支援員応募用紙

島根県知夫村

(ふりがな) 氏名			
性別	男性 ・ 女性	生年月日	年 月 日
住所 連絡先	住所	〒	
	電話	自宅・携帯 ()	—
		F A X ()	—
	Eメール (ある場合)		
応募条件 確認欄	<p><□にチェックしてください></p> <p><input type="checkbox"/> 20歳以上(平成30年4月1日現在)の島内在住者若しくはU I ターン希望者</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単なパソコン操作ができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許をもっていること。</p> <p><input type="checkbox"/> 任期中は、地域内に居住し、地域活動等にも積極的に参加すること。</p>		
応募理由			
経歴・職歴 現在の役職	<p>※履歴書を添付ください。</p>		
備考	<p><上記項目以外で伝えておきたいことがあればご記入ください></p>		

(注)書ききれない場合や応募に関して別途資料がある場合は、ご自由に添付してください。
(応募の秘密は守られます)。